

【企画分析会議構成員コラム2】

NPO 法人 大阪被害者支援アドボカシーセンター 楠本 節子

1990年代には欧米に遅れること20～30年と言われていた我が国における被害者支援だったが、2004年に犯罪被害者等基本法が制定されて以来、同基本計画に基づいてさまざまな法律、制度、施策等が急ピッチで整備されつつある。また官のみならず、現在では47都道府県すべてに民間被害者支援団体が設立され、法の理念に基づいて犯罪被害者が「全国どこでも同じような支援が受けられるように」という目標のもとに、各支援センターが支援活動や研修を重ねているところである。

このようにさまざまな支援や制度が整ってきてはいるものの、未だに犯罪被害者の多くは、事件や事故にあって初めて、必要な支援や情報から疎外されていることに気づかされる現実があることも相談を通じてわかってきた。今回の継続調査の中でも、被害者が事件直後から直面する問題が山積しているにもかかわらず、何らかの支援があるという情報すら知りえない被害者が多くいる現実も見えてきた。被害者が利用したいと思った時に、適切に情報がもたらされるよう、各支援センターとしても更に広報啓発活動に力を注ぐ必要があるし、事件・事故後に会合する諸機関とも連携しつつきめ細かな情報提供を心がけなければならない。

3年間の経年調査の結果からも、身体的、精神的、経済的状況の回復が、事件からの年数の経過だけでは図れないことが見えてきた。特に精神的状況において、主観的にも客観的にも困難な状況にあって行きつ戻りつであることは、まさに日々支援の現場で感じていることとも合致している。また、支援・制度の利用状況の推移に大きい変化はないものの、「加害者に関する情報の提供」、「相談・カウンセリング」、「刑事裁判における意見陳述」、「民間支援団体の電話等による相談」、「自助グループへの参加」のニーズが高いことがわかった。さらに二次被害に関しては、関わり合う時期とも関係しているが、直後における「加害者関係者」、「捜査や裁判等を担当する機関の職員」はもちろんのこと、少し時間が経ってから関わりのある「病院等医療機関の職員」、「報道関係者」のみならず、「民間団体の人」、「世間の声」、「友人、知人」からも言動や態度によって気持ちが傷つけられることが多いことも、予想できる結果であった。二次被害を与えることのないよう、支援者の質の向上のための研修を重ねていく必要があろう。

今回の継続調査については、民間支援センターとして調査を依頼する立場でもあった訳だが、必要性は言うまでもないが、その調査によって再びつらい体験を思い出していただくことになったことにも思いを到らせ、このことを心に留めおきたい。当然のことながら、どの被害者をみても、支援や制度があろうがなかろうが被害感情は決して和らぐことはないし、回復への道筋は平坦ではない。いったん失った人や社会への信頼感や安全感を少しでも取り戻していただくために、支援に携わる者の一人として、誰のために支援を行っているかを自覚しつつ、今後の支援活動を行っていかねばならないと決意を新たにしているところである。

今年度、犯罪被害者等基本計画が見直されることになっているが、内閣府でのヒアリング、本調査を始めさまざまな調査の結果を踏まえながら、よりよい支援策が打ち出されることを心から願っている。